

「働きたい改革」に反対します

2025 年 7 月 16 日

医師の過労死 家族会共同代表 中原のり子 （東京在住）

2014 年 6 月に過労死等防止対策推進法が全会一致で議員立法が制定されました。（平成二十六年法律第百号）総則第一章 この法律は、近年、我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていること及び過労死等が、本人はもとより、その遺族又は家族のみならず社会にとっても 大きな損失であることに鑑み、過労死等に関する調査研究等について定めることにより、 過労死等の防止のための対策を推進し、もって過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、 健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

小児科医師だった夫が長時間過重労働だったことを行政・司法に訴え、過労死認定されました。その後は自らの案件を機に過労死防止法が必要とロビー活動をする中で、すべての議員が過労死への理解を示し、二度と過労死を出さない！ と法律制定に至りました。「過労死撲滅」そんな約束ができていたものと信じていましたが、「働き方改革」を「働きたい改革」に変換し、労働者に賃金を餌に長時間労働を促す施策を参議院選挙の公約にすることに反対します。

長時間労働は、先ず家庭の団欒をなくします。その後は、自身の睡眠時間を削ります。ただでさえ世界一眠らない労働者の睡眠時間を奪うことは、あってはならないことです。人は眠らないことによって正常な判断能力を失います。私の夫がたどった道筋を誰にも繰り返させないと活動する身にとっては、「働きたい改革」は過労死を促進させる恐れが多分にあります。OECD 出典の棒グラフのように世界一睡眠時間が少ない国民に長時間労働を自己都合・自己責任で押し付けるのは危険です。賃金アップが物価高に追い付かず、低賃金で喘いでいるのは国民の責任ではありません。政府の施策が適正な労働対価に追い付いていないから労働者はベースアップを要求するのです。馬の鼻ずらに人参作戦が「働かせ方改革」です。人手不足は、国の努力不足です。亡夫は亡くなる前に「今、医療の第一線は瀕死の重態におちいています。」と記しました。26 年前の訴えが、今も尚、医療や経済の危険な状況を呈しています。今こそ、労働者を護るために、ハラスメントのない安心・安全な職場作りが必要です。選挙公約をもとに間違った方向に政治を誘導しないでください。

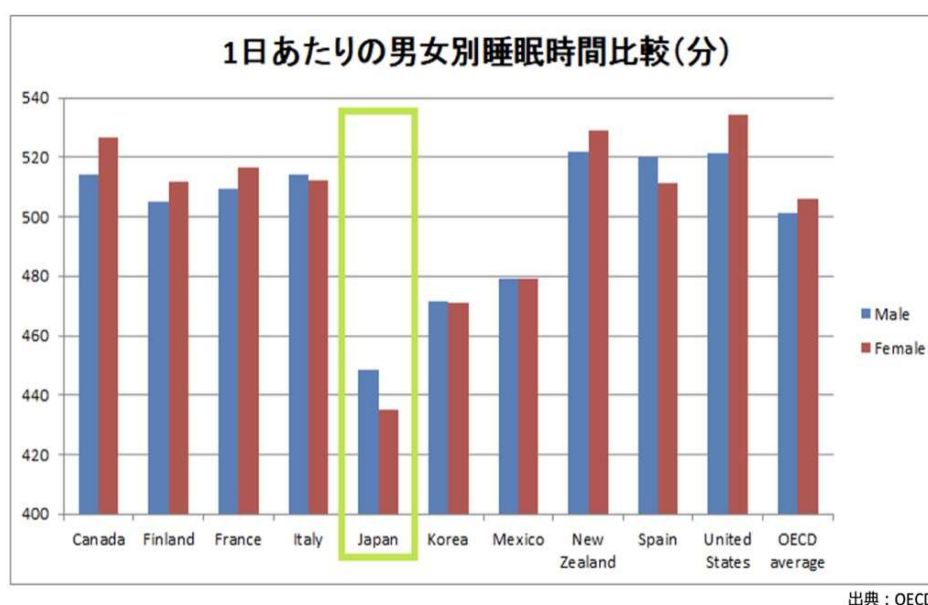
職場のパワハラを根絶し、残業代は割り増し賃金が必要な時には、増額を支払うことが絶対条件ですが、最も大切なことは長時間労働を選択させるより、「労働時間の適正管理」「残業をしない職場環境を作る」「フレックスタイム制やテレワークの導

入など、柔軟な働き方の推進」「社員の自己能力の向上」を企業が研鑽すること。

「自己管理能力の向上とワークライフバランスを意識した働き方を心がけること」が求められます。

まずは過労死撲滅が目標です。「過労死等防止対策推進法」を制定したときの約束を遂行してください。経済発展のための協力は惜しみませんが、それと引き換えに家族の命や健康を寄与するつもりはありません。

以上



厚生労働省 精神障害の労災補償（認定率は毎年3割強）

長時間労働や仕事上の強いストレスによりうつ病などを発症

- ・令和3年度 請求2346件 認定629件（21件👉）

3年連続 **過去最多**

- ・令和4年度 請求2683件 認定710件（81件👉）

4年連続 **過去最多**

- ・令和5年度 請求3575件 認定883件（173件👉）

5年連続 **過去最多**

- ・令和6年度 請求4810件 認定1055件（172件👉）

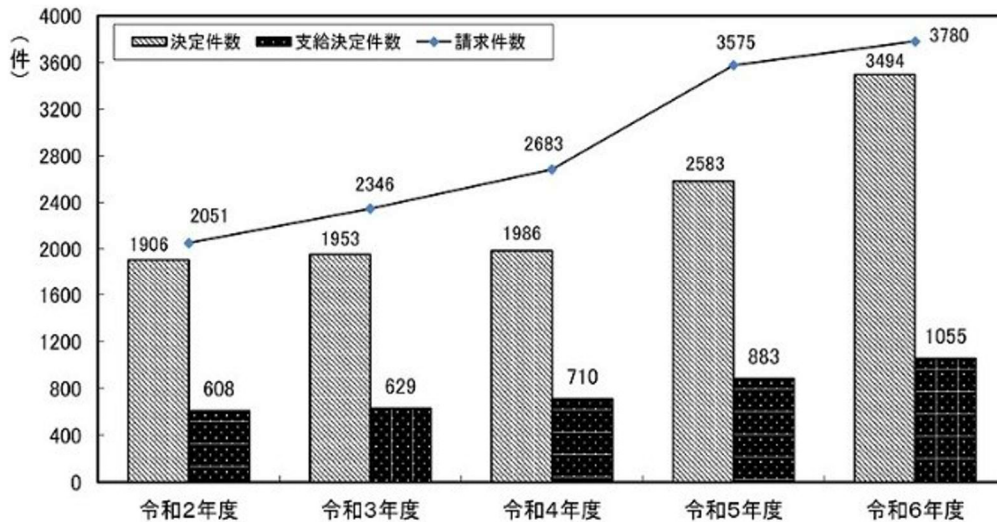
6年連続 **過去最多**

- ・業種 **医療、運輸 建設**

- ・職種 「専門的・技術的職業」「医療、福祉」

令和6年度「過労死等の労災補償状況」

精神障がいによる支給決定件数は1055件（うち自殺・自殺未遂88件）と初めて1000件を超えた。
請求件数も3780件と過去最多である。



令和6年度「過労死等の労災補償状況」を公表します

精神障がい労災認定は1055件で過去最多

「過労死等」とは、業務の過重な負荷に起因する脳・心臓疾患、または心理的負荷による精神障がいを原因とする死亡や疾患を指す。
2024年度の労災保険における請求・決定・支給件数は次のとおりである。

- 過労死等に関する請求件数：4810件（前年度比212件増）
- 決定件数：4312件（前年度比1033件増）
- 支給決定件数：1304件（前年度比196件増）
- うち死亡・自殺（未遂含む）件数：159件（前年度比21件増）

特に精神障がいによる支給決定件数は1055件（うち自殺・自殺未遂88件）と初めて1000件を超えた。
請求件数も3780件と過去最多である。

精神障がいの支給決定で最大の要因は「**上司からのパワハラ**」

2025 年 7 月 16 日

医師の過労死家族会 共同代表 高島 淳子

もっと働きたいと契約した人間だけが、職場の上司からやる気がある人間と評価、優遇され、そうではない人間はやる気がないと冷遇される。やがてキャリアを人質に取られた暗黙の指示、同調圧力による強制、パワハラの温床となるのは必至です。多くの他人事だと無関心であった過労死が、私は突然に自分事になりました。被害者はもちろん加害者も、そして周囲の多くの人間に一生背負い続ける心的外傷を与えます。その想像を絶する苦しみを背負うこと、自分事になるのは、明日のあなた自身、将来のあなたの子や孫かもしれないのです。

息子の過労自死から三年間、労災申請を断念された医師の過労死の事案を 30 件以上知り、その遺族の悲嘆と慟哭を聞いてきました。日本では労災認定を得ないと過労死とは公には認められません。多くの声を挙げられない“過労死”された方々に持ち上げられ、氷山の一角となり陽の目を見たのが息子です。

生存バイアスの具体例として、数理経済学者のエイブラハム・ウオールドの第二次世界大戦中の戦闘用飛行機の分析例が挙げられます。爆撃を受けながらも帰還した戦闘機、つまり長時間労働を生き残った、生存した成功例のみを調査の対象、基準にすることなく、帰還できなかった戦闘機、長時間労働の失敗例、多くの“過労死”の事例に真摯に向き合い学ぶべきです。“過労死”された多くの方々の尊い魂の叫びに耳を澄ませ心を寄せて、遺族の声に耳を傾けて戴きたい、命を賭して社会に一石を投じた生きた貴重な教訓なのです。

過労死された医師が亡くなる前日に、「人が死なないと世の中は変わらないのだよ。」と言われました。働き方改革を停滞、逆行させることは、“過労死”された方々を無益の死とし冒瀆する行為に等しいです。氷山の水面下に沈んでいる、声を挙げられない多くの”過労死“された方々とその遺族に支えられ託され、私は代表して申し上げます。

※ “過労死” ダブルクオーテーションマーク付き は、泣き寝入りされている、労災申請を断念された、労災認定が認められない事案を含むもの。

選挙公約「働きたい改革」に反対します

過労死を考える家族の会 川浪晴美 （長崎県在住）

「過労死という言葉は、日本語のままで外国にも知れ渡っている。社会に出た若者が長時間労働で精神を病み、命を落とすことがない世界基準の社会に早くなってほしい」このような言葉で過労死をなくす活動で訴え続けています。この度「働きたい改革」という言葉を初めて目にして「過労死防止法」と真逆の方向性を感じています。

私の息子は 25 歳の若さで、長時間労働・過大なノルマ強要・残業代未払という厳しい環境下で過労自殺しました。長時間労働で働く息子を止められなかった母親の気持ちをマニフェスト政策者は理解しているのでしょうか？息子の遺書の一部を、若者の過労自殺をなくすために此处に記します。

【先行く不幸をお許してください。

もっと親孝行をしたかったのですが、人生に疲れ、呆れ果てました。

最後まで迷惑をかけてごめんなさい。

…お母さん、最後まで親孝行できなくて本当にごめんね。

今まで育ててくれて本当にありがとう。

生まれ変わっても、お母さんの子供で生まれたいです。

そしたら、次こそは絶対親孝行するって約束するよ。

最後に職場環境がもう少しよくなる事を祈っています。

毎朝 7 時前には会社に着いて、夜の 9 時過ぎに帰る日が一年半以上続きました。残業代は付かないけど仕事の量が多く、絶対に定時の時間内には終わらない仕事量。もう少し営業がやる仕事量を見直して頂くか、残業代を気持でもいいのでつけてあげてください。よろしくお願いします】

息子の御霊は高尾の産業殉職者霊堂（みころも霊堂）に安置されています。息子の隣には 25 歳の若者が祀られ、同じフロアには 20 歳代の方も大勢おられます。少子化で人手不足と言いながら、新卒で初めて社会に出た若者が長時間労働で命を奪われているのが現実です。このことを改善することこそが必要であると強く訴えます。

以上

過労死、過労自死が増加している社会問題

過労死遺族 木島冬子 （千葉県在住）

22歳の長男は、新人看護師でしたが入職後半年で自ら命を絶ちました。2023年10月に自死したのは、人員不足による過大な業務負担や上司の不適切な指導によるストレスが原因と確信しています。「リアリティショック」といって、新人看護師が看護学校と実務との違いによってショックを受け、心を病む現象があることも分かりました。いま国は、労働において様々な危険性があることを国民に知らせて欲しいのです。

医療現場は医師・看護師の過労死・過労自死の報道が後を絶ちません。選挙の公約には、労働者を追い込む働き方を推奨しないでください。過労死、過労自死が増加している現状を改善する公約が欲しいのです。

「個別に労働契約を結んで、自分の健康状態を把握した上で長時間働きたい人は働けるように」という意見は、息子のように22歳の若者では難しいと感じます。労働基準法に従い、自分の健康確保し、仕事で命を落とすことがないように社会全体で取り組んでいく必要があると考えます。

長時間働いて、成果が上がるという考えは全く間違っています。生産性の低下、従業員の健康問題によるコスト増、企業の社会的責任低下によるブラック企業という烙印、労働者の自由な発想の阻害による企業の競争力の低下、肉体的・精神的な健康問題は、一度病むと取り返しがつきません。

いま必要なのは、適正な労働時間管理と自己管理できるような人材養成です。

令和6年度まで精神障害の労災申請と認定数が上がり続けています。この流れを是正することが出来るのは、国の力（サポート）が必要です。多くの職場で発生する精神障害の原因は、ハラスメントです。これをなくす公約こそ必要なのです。

「働きたい改革」を目指す党には政権を執る資格はないです。

以上

「働きたい改革」という選挙公約に反対します

郵便局員過労死家族会共同代表 小林明美 （埼玉県在住）

郵便局員の働き方において、連日不祥事の報道が世間を騒がせています。少ない人員で過大な業務量押し付けられる中、脳心臓疾患を発症し亡くなる人・重篤な後遺症で仕事ができなくなる人、高齢者も非正規要因として昼夜逆転の中働き続けて過労死する人、パワハラで早期退職に追い込まれる人、中元歳暮の商品売り上げ拡大、保険や年賀状のノルマ強要、誤配達や交通事故などでお立ち台に上げられて、大勢の社員の前で人格否定され謝罪強要させられる、亡夫はそんな職場に耐え切れず局内の窓から投身自殺しました。

遺された子どもと私は、夫の働き方が異常であること、しかし彼一人の問題ではないことに気付きました。職場のハラスメントが横行し、心を病んだ夫のことを、遺された子どもたちに「お父さんは悪くない、働くことは大切なこと」を伝えたい一心で労働災害であることを証明しました。

仕事の原因で命をなくしたことが立証されても、夫の命は元に戻らないのです。

過労死をなくすために「過労死等防止対策推進法」があり、残業時間の上限規制ある「働き方改革」を「働きたい改革」に変えることは「過労死推進法」であると言えます。なぜ、死ぬまで働かせることが企業の成果になるのかが理解できません。いま、大事なのは働き甲斐ある労働を提供することが選挙の政策にふさわしいです。選挙の公約には「大切な命」を守ることを約束してください。

「働きたい改革」という無理な造語の撤回を強く求めます。

以上

過労自死遺族としての思い

2025 年 7 月 16 日

北海道過労死を考える家族の会代表 村山百合子（北海道・室蘭市）

私は、息子を職場のパワーハラスメントで亡くした遺族です。

「もう少し働ける社会へ」という言葉に、胸がざわつきました。息子も、きっと「もう少し働ける」つもりだったと思います。けれども、際限なく働かされ、助けを求める余裕も与えられず、命を落としました。

「働きたいときにももう少し働ける社会」は、一見すると柔軟で前向きな響きがあります。しかし、それが現場での過剰な自己責任や、上司からの圧力の口実とならないか、深く懸念しています。すでに過労死ラインを超える長時間労働が蔓延している社会において、労働時間の上限を緩めるような施策は、取り返しのつかない犠牲を生む危険があります。

労働者の「健康を第一に」に考えてください。

健康を守るために労働時間の上限を厳格に守ること、ハラスメントを許さない職場風土をつくること、そして働けなくなったときに支え合える社会保障を整えることが必要です。

安心・安全な職場は、脅威がないことだけではなく、社会的なサポートがあってこそ
の働き方です。

「働きたい改革」などの言葉のすり替えは、許せません。

誰もが無理をしなくても暮らしていける社会を作るために議員さんは働いてください。

命こそ宝です。

命より大切な仕事など、存在しません。仕事のための命ではありません。

家族を過労死で亡くした遺族の願いは、二度と同じ悲しみが繰り返されないことです。このような政策提言する党には投票したくありません。

どうか、「働きすぎない社会」をこそ、目指してください。

以上

陳 述 書

令和7年7月16日

コロナ後遺症の子どもたち支える会

代表 齋藤 希

働き方改革、働かせたい改革以前に、未だ社会的に十分認知されていないコロナ後遺症罹患者について、国には全国民に周知をしていただきたく存じます。

コロナ後遺症に関しては、症状も重症度も非常に多様であるため、コロナ後遺症罹患者に寄り添う働き方は、まさに国の掲げる「多様性のある働き方」に繋がると考えられます。また、就労・労働問題は大人だけの問題に留まりません。

重症のコロナ後遺症の子どもたちは、義務教育においては学びが年単位で保障されず、放置されている状態です。高等学校においては単位や進学のために明らかに病態に見合わない過剰な要求を課され、症状が悪化させられる事例が多く発生し、結果的に自死願望を抱かされるという過酷な状況に追い込まれています。

その原因は、社会だけでなく、医療・教育現場ですらコロナ後遺症への理解と情報が全くといってもいいほど行き届いていないためです。

子どものコロナ後遺症は、大人のそれに比べ、首都圏においてですら通院できる医療機関や治療が非常に限られています。

地方の罹患者は医療格差に直面し、適切な医療機関に繋がれておりません。子どもたちは働き方改革に遅れをとっている医療、教育の最たる犠牲者といっても過言ではないと考えております。

大人が作り上げた余裕のない社会の犠牲者である子どもたちには一切の責任はありません。体調が万全でない我が子を生活のために厳しい就労条件を掲げる職場に送り出したいと願う保護者は誰ひとりとして存在しないはずです。

この国の未来を心から案ずるのであれば、子どもたちが心身ともに傷つくことなく、学びの保障と適切な医療に繋がれるよう社会環境整備に早急に取り組んでいただきたく存じます。

以上